

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
吉川市大字吉川字屋敷付一五 四一番一地从り同市大字吉 川字屋敷付一五一六番七地先 まで		区 間
二五・〇〇〇 三九・五〇	二五・〇〇〇 二八・一〇	敷地の幅員 (メートル)
四三・七〇	三七・二八	延長 (メートル)
		備 考